

平成26年度における中国地区の下請法の運用状況等について

平成27年6月10日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、近畿中国四国事務所中国支所（以下「中国支所」という。）管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に所在の資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,846名（製造委託等^(注1)1,302名、役務委託等^(注2)544名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者9,000名（製造委託等6,610名、役務委託等2,390名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
		全国	中国	全国	中国
平成26年度		38,982	1,846	213,690	9,000
	製造委託等	25,935	1,302	152,504	6,610
	役務委託等	13,047	544	61,186	2,390
平成25年度		38,974	1,796	214,044	8,840
	製造委託等	26,217	1,331	148,332	6,547
	役務委託等	12,757	465	65,712	2,293
平成24年度		38,781	1,778	214,042	8,565
	製造委託等	23,656	1,141	146,267	6,044
	役務委託等	15,125	637	67,775	2,521

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した違反被疑事件は395件（製造委託等296件、役務委託等99件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが390件（製造委託等292件、役務委託等98件）、下請事業者等からの申告によるものが5件（製造委託等4件、役務委託等1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は389件（製造委託等294件、役務委託等95

件)であり、このうち363件(製造委託等272件、役務委託等91件)について措置を講じており、その内訳は、勧告が1件(製造委託等)、指導が362件(製造委託等271件、役務委託等91件)である。勧告事件の概要は別紙1、主な指導事件の概要は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処 理 件 数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措 置			不問	計
						勧告 ^(注)	指導	小計		
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
	中国	390	5	0	395	1	362	363	26	389
製造委託等	全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
	中国	292	4	0	296	1	271	272	22	294
役務委託等	全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
	中国	98	1	0	99	0	91	91	4	95
平成25年度	全国	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
	中国	358	6	0	364	0	346	346	27	373
製造委託等	全国	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
	中国	248	4	0	252	0	240	240	20	260
役務委託等	全国	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
	中国	110	2	0	112	0	106	106	7	113
平成24年度	全国	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882
	中国	375	4	0	379	0	327	327	44	371
製造委託等	全国	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
	中国	280	3	0	283	0	253	253	23	276
役務委託等	全国	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256
	中国	95	1	0	96	0	74	74	21	95

(注) 指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況(第3表参照)

ア 勧告又は指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で560件となっており、このうち、製造委託等に係るものが420件、役務委託等に係るものが140件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反(下請法第3条又は第5条違反)は309件(類型別件数の延べ合計の55.2%)となっており、このうち、製造委託等に係るものが238件、役務委託等に係るものは71件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反(下請法第4条違反)は251件(類型別件

数の延べ合計の44.8%)である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が160件(実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の63.7%)、②買ったたきが50件(同19.9%)、③下請代金の減額が18件(同7.2%)等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は182件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が109件(製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の59.9%)、②買ったたきが39件(同21.4%)、③下請代金の減額が13件(同7.1%)等となっている。

(4) 役務委託等に係る実体規定違反は69件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が51件(役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の延べ合計の73.9%)、②買ったたきが11件(同15.9%)、③下請代金の減額が5件(同7.2%)等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度	手続規定違反			実体規定違反													合計	
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割付困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計			
平成26年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	中国	270	39	309	0	160	18	1	50	2	1	11	8	0	0	251	560	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
	中国	209	29	238	0	109	13	1	39	2	1	10	7	0	0	182	420	
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
	中国	61	10	71	0	51	5	0	11	0	0	1	1	0	0	69	140	
平成25年度	全国	4,186	939	5,125	42	1,488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2,250	7,375	
	中国	297	53	350	3	102	20	0	4	4	1	18	4	3	0	159	509	
	製造委託等	全国	2,879	607	3,486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1,499	4,985
	中国	210	30	240	1	68	16	0	3	2	1	17	4	2	0	114	354	
	役務委託等	全国	1,307	332	1,639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2,390
	中国	87	23	110	2	34	4	0	1	2	0	1	0	1	0	45	155	
平成24年度	全国	3,987	824	4,811	61	1,250	284	44	98	72	56	246	57	50	0	2,218	7,029	
	中国	276	38	314	0	103	12	0	0	2	3	18	1	0	0	139	453	
	製造委託等	全国	3,069	596	3,665	49	804	234	40	86	51	55	233	54	38	0	1,644	5,309
	中国	220	29	249	0	71	9	0	0	0	3	16	1	0	0	100	349	
	役務委託等	全国	918	228	1,146	12	446	50	4	12	21	1	13	3	12	0	574	1,720
	中国	56	9	65	0	32	3	0	0	2	0	2	0	0	0	39	104	

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成26年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者15名から、下請事業者332名に対し、総額1億5628万円の原状回復が行われた。

(注) 下表中の金額は1万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。

ア 返品事件においては、親事業者は、下請事業者 62 名に対し、1 億 4378 万円相当の商品を引き取った（第 4 表参照）。

第 4 表 返品事件における商品の引取り状況

年 度	項 目	引取りを行った親事業者数	引取りを受けた下請事業者数	引取りを行った商品の年度総額
	平成 26 年度	全国	3 名	65 名
中国		1 名	62 名	1 億 4378 万円
平成 25 年度	全国	1 名	2 名	21 万円
	中国	-	-	-
平成 24 年度	全国	6 名	124 名	1 億 6728 万円
	中国	-	-	-

イ 買ったたき事件においては、親事業者は、下請事業者 2 名に対し、657 万円の買ったたき分を返還した（第 5 表参照）。

第 5 表 買ったたき事件における買ったたき分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
	平成 26 年度	全国	1 名	2 名
中国		1 名	2 名	657 万円
平成 25 年度	全国	-	-	-
	中国	-	-	-
平成 24 年度	全国	-	-	-
	中国	-	-	-

ウ 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者 255 名に対し、421 万円の減額分を返還した（第 6 表参照）。

第 6 表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った親事業者数	返還を受けた下請事業者数	返還の年度総額
	平成 26 年度	全国	108 名	2,253 名
中国		10 名	255 名	421 万円
平成 25 年度	全国	127 名	3,777 名	5 億 4558 万円
	中国	15 名	348 名	4373 万円
平成 24 年度	全国	120 名	6,540 名	39 億 5548 万円
	中国	11 名	229 名	7019 万円

エ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者 13 名に対し、170 万円の遅延利息を支払った（第 7 表参照）。

第 7 表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額
	平成 26 年度	全国	91 名	1,783 名
中国		3 名	13 名	170 万円
平成 25 年度	全国	110 名	1,765 名	1 億 1107 万円
	中国	4 名	27 名	220 万円
平成 24 年度	全国	98 名	2,887 名	14 億 7296 万円
	中国	5 名	85 名	978 万円

第 2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成 26 年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 「下請法基礎講習会」の実施

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な内容の説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成 26 年度においては、当該講習会を 5 会場で実施した。

(2) 「下請取引適正化推進講習会」の実施

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中国支所では、中国経済産業局と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を実施している。

平成 26 年度においては、当該講習会を 5 県 5 会場（うち公正取引委員会主催分は 2 県 2 会場）で実施した。

2 下請法等に係る相談・指導

(1) 下請法等に係る相談・指導

中国支所では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、平成 26 年度においては、182 件に対応した。

(2) 「中小事業者のための移動相談会」の実施

下請事業者を始めとした中小事業者からの求めに応じ、当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 26 年度においては、当該移動相談会は実施していない。

3 下請取引等改善協力委員

下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成27年3月末時点における中国支所管内の下請取引等改善協力委員は14名）。

平成26年度においては、7月から9月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

平成26年度における勧告事件

㈱大創産業に対する件（平成26年7月15日）	
親事業者	㈱大創産業
事業内容	日用品等の小売業
下請取引の内容	日用品等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>①【返品（第4条第1項第4号）】 販売期間が終了したこと、売行きが悪いこと及び受領後6か月を経過したことを理由として、下請事業者の製造した商品を受領した後、商品を引き取らせていた（平成24年5月～平成25年10月）。</p> <p>②【買ったたき（第4条第1項第5号）】 商品の売行きが悪いことを理由として、発注前に下請事業者と協議して決定していた予定単価を約59パーセントから約67パーセント引き下げた単価を定めて発注した（平成24年11月～平成25年11月）。</p>
① 返品相当金額	下請事業者62名に対し、総額1億3915万7024円 【勧告前に返還済み】
② 予定単価との差額	下請事業者2名に対し、総額657万8897円 【勧告前に返還済み】

平成26年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業種 ^(注)	違反行為の概要
パルプ・紙・紙加工 品製造業	サンプル商品、パッケージ製品及びチラシの製造を下請事業者に委託しているA社は、「毎月末日納品締切、4か月後末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。
織物・衣服・身の回 り品小売業	PB商品である靴の製造及び修理を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

(注)「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	違反行為の概要
金属製品製造業	飼料設備の付属物の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者に対し、「早払金利」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
機械器具卸売業	制御盤の製造を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

業種	違反行為の概要
生産用機械器具製 造業	有機廃棄物処理装置の部品の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に見積りをさせ単価を決定した時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、単価の見直しをせず、当初の見積価格により下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業種	違反行為の概要
機械器具卸売業	機械器具の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、自社が販売する食料品を購入させていた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業種	違反行為の概要
非鉄金属製造業	船用機器の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（150日）手形を交付していた。